



地域猫対策ガイドライン



令和4年3月  
我孫子市

# 目 次

I. はじめに	p1
II. 猫について	p2
1. 猫の分類	
2. 猫の習性と繁殖能力	
3. 法律における猫の位置づけ	
III. 地域猫活動について	p4
1. 地域猫活動とは	
2. それぞれの役割	
3. 活動方法と注意点	
(1)地域の合意	
(2)共通のルールづくり	
(3)えさやりとトイレの設置	
(4)不妊去勢手術	
コラム ～TNR 活動の流れ～	p9
IV. 猫に関するQ&A	p10
V. おわりに ～猫についてのお願い～	p13



## I. はじめに

このガイドラインは、地域で飼い主のいない猫の問題を解決するための指針として作成しました。

飼い主のいない猫に関する問題は、無責任な遺棄・繁殖からはじまり、糞尿や鳴き声による生活環境の悪化や被害、人々の猫に対する考え方の違いなど様々であり、ひいてはそれが動物虐待や住民同士のトラブルにまで発展するケースもあります。

しかし、法律では愛護動物である猫をむやみに捕獲したり処分しないよう定められていますし、猫が増えてしまう問題を解決せず猫だけを除けようとしても、一時しのぎにしかありません。

地域が抱える猫の問題を解決するためには、地域住民・ボランティア・行政の3者が協力して迅速に対処し、飼い主のいない猫を減らしていくことが大切です。

このガイドラインを多くの人に手に取っていただき、飼い主のいない猫の問題について理解を深め、人と猫が共生する地域を築くための参考として活用してもらえれば幸いです。



## II. 猫について

### 1. 猫の分類

猫にも様々な境遇の猫がいるため、ここでは次のように分類します。

#### ◆飼い主のいない猫

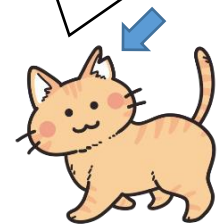
特定の飼い主がおらず、外で暮らしている猫。

過酷な環境で生きているので、寿命は5年から6年程度。

#### ◆地域猫

飼い主のいない猫のうち、地域住民の理解と合意の下、繁殖や糞尿、えさやり等について適切に飼養・管理されている猫。不妊去勢手術済みである証として、オスは右耳、メスは左耳をV字カットされていることが多い(諸事情によりカットされていない猫もいる)。

耳の形が特徴です！



#### ◆飼い猫

飼い主が明確であり、継続的に飼養されている猫。

室内で飼われている「いえ猫」と、屋外で飼われている、あるいは屋外に出ることもある「そと猫」がいるが、交通事故や感染症等から猫を守るためにも、特別な事情がない限りは室内飼いが推奨される。

### 2. 猫の習性と繁殖能力

#### ○夜行性

昼間は寝ていることが多く、夜間に活発に活動する。

#### ○行動範囲

犬に比べて行動範囲が狭く、自宅とその周辺程度と言われている。発情期のオスは、メスや去勢したオスと比べると行動範囲が広い。

#### ○排泄

やわらかい砂地やそれに似た場所で好んで排泄し、排泄物を埋める。ある程度決まった場所に排泄するようしつけることもできる。

#### ○繁殖

猫は1年に2回から3回出産することができ、1回の出産でおよそ4頭から8頭の子猫を産む。計算上は、1頭のメスが1年で20頭産み、その子どもがまた子を

産むことで、2年で80頭以上に増えることになる。メスは生後5～8か月程度で繁殖能力を備え、オスも同程度で発情するようになる。交尾すればほぼ確実に妊娠する。

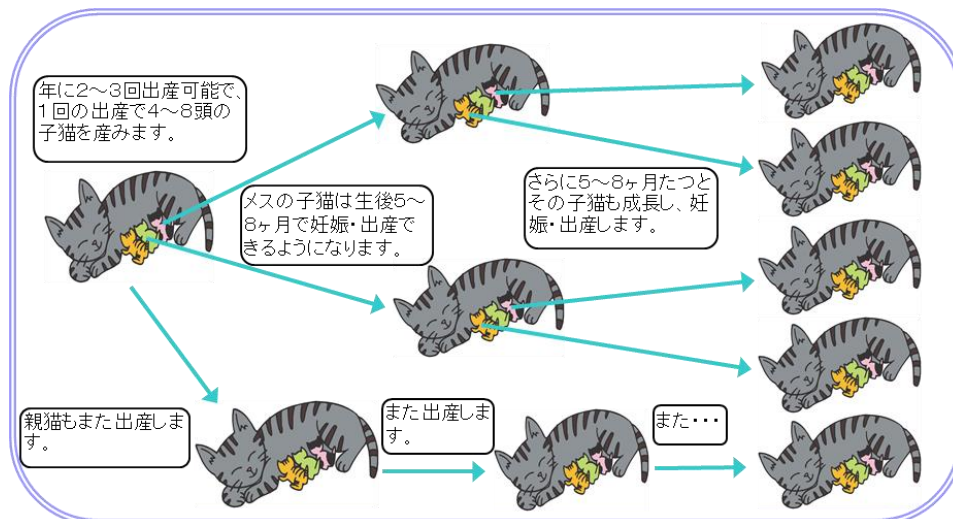


図1 猫の繁殖例

### ○マーキング

擦りつけや尿スプレーなど、臭いによるマーキングを行う。

### ○爪とぎ

獲物を捕らえたり身を守るためにするどい爪を維持したり、臭いによるマーキングや、リラックス・気分転換のために爪をとぐ習性がある。

## 3. 法律における猫の位置づけ

「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、動物愛護法)」では、「何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない」という基本原則があります。猫には放浪する習性があることから、犬と異なり係留(繋ぎとめておくこと)が義務づけられておらず、また、駆除を目的に捕獲することも猫に苦痛を与えることになるためできません。



これらのことを踏まえると・・・

**飼い主のいない猫による被害をなくすためには、不妊去勢手術や共通のルールに基づいたえさやり・掃除を徹底し、猫の一代限りの生を全うさせる地域猫活動が有効**

### Ⅲ. 地域猫活動について

#### 1. 地域猫活動とは

地域で暮らす猫による生活環境被害を解決するため、地域が主体となって将来的に飼い主のいない猫を減らしていくことを目指す取り組みです。

具体的には、不妊去勢手術の実施、トイレの設置と掃除、決められた時間・場所でのえさやりなどが挙げられます。不妊去勢手術を実施する流れを、TNR(Trap: 捕まえて、Neuter: 不妊去勢手術をして、Return: 元の場所に戻す)(p9 コラム参照)とも言います。

#### 2. それぞれの役割

飼い主のいない猫の問題を解決するには、地域住民・ボランティア・行政などそれぞれの立場の人々が協働して取り組むことが大切です。

##### ◆地域住民(自治会等も含む)

地域猫活動の実践者として、最も望ましいのが活動地域に住む人です。

普段からお互いを知っている間柄であれば地域で話し合いもスムーズに行え、目的や意識も共有しやすくなります。周辺の様子も適宜確認できるでしょう。もちろん、可能であれば他の地域の方が実践してもかまいません。

なるべく役割分担をしながら複数人で取り組み、地域猫活動に賛同した他の住民や、経験のあるボランティアと共に活動すると良いでしょう。

また、地域猫活動を直接実施しなくても、活動している人に対してえさ場の提供や活動の周知等の支援を行ったり、自治会等で地域猫活動について話し合いの場を設けられると、より円滑な取り組みとなります。

##### ◆ボランティア

ボランティアは、地域猫活動に取り組む住民の相談に応じ、助言をします。また、場合によっては飼い主のいない猫の捕獲や一時保護、病院への搬送、譲渡を行うこともあります。

##### ◆行政(市)

地域猫活動の普及・啓発を図るとともに、必要な支援を行い、行政の方針に沿った活動であることを保証します。具体的には、次のようなことが想定されます。

#### ○不妊去勢手術費の助成【我孫子市地域猫不妊去勢手術補助金】

市に登録している地域猫活動団体(以下 登録団体)を対象に、飼い主のいな

い猫の不妊去勢手術にかかった費用について、オス・メスともに補助金を交付します(上限 5,000 円)。

○住民や関係者との連絡調整

住民、ボランティアと連絡を取り合い、円滑に不妊去勢手術が実施されるよう支援します。

○活動グループのネットワーク化

登録団体の連絡体制を構築し、適宜情報共有を行います。  
また、必要に応じて意見交換会を実施し、団体同士で情報交換や交流する場を設けます。

○市民に向けた啓発や情報提供

市ホームページや広報、ガイドラインや啓発用パンフレット・ポスター等で、地域猫活動に関する啓発・情報提供を行います。

○登録団体へ活動証を交付

登録団体に対して活動証などを交付します。

○捕獲機・忌避装置の貸出

登録団体に対し、猫の捕獲機や忌避装置の貸し出しを行います(個人や飼い猫の捕獲を目的とした場合は貸し出していません)。

△ 市では、猫の保護も譲渡も行っていない。また、県の動物愛護センターや保健所も、やむを得ない正当な理由がない限り、引き取りを行っていません。譲渡会を行っているボランティア団体や、費用を負担することで引き取りを行う動物愛護団体・シェルターなどもありますので、調べてみるとよいでしょう。

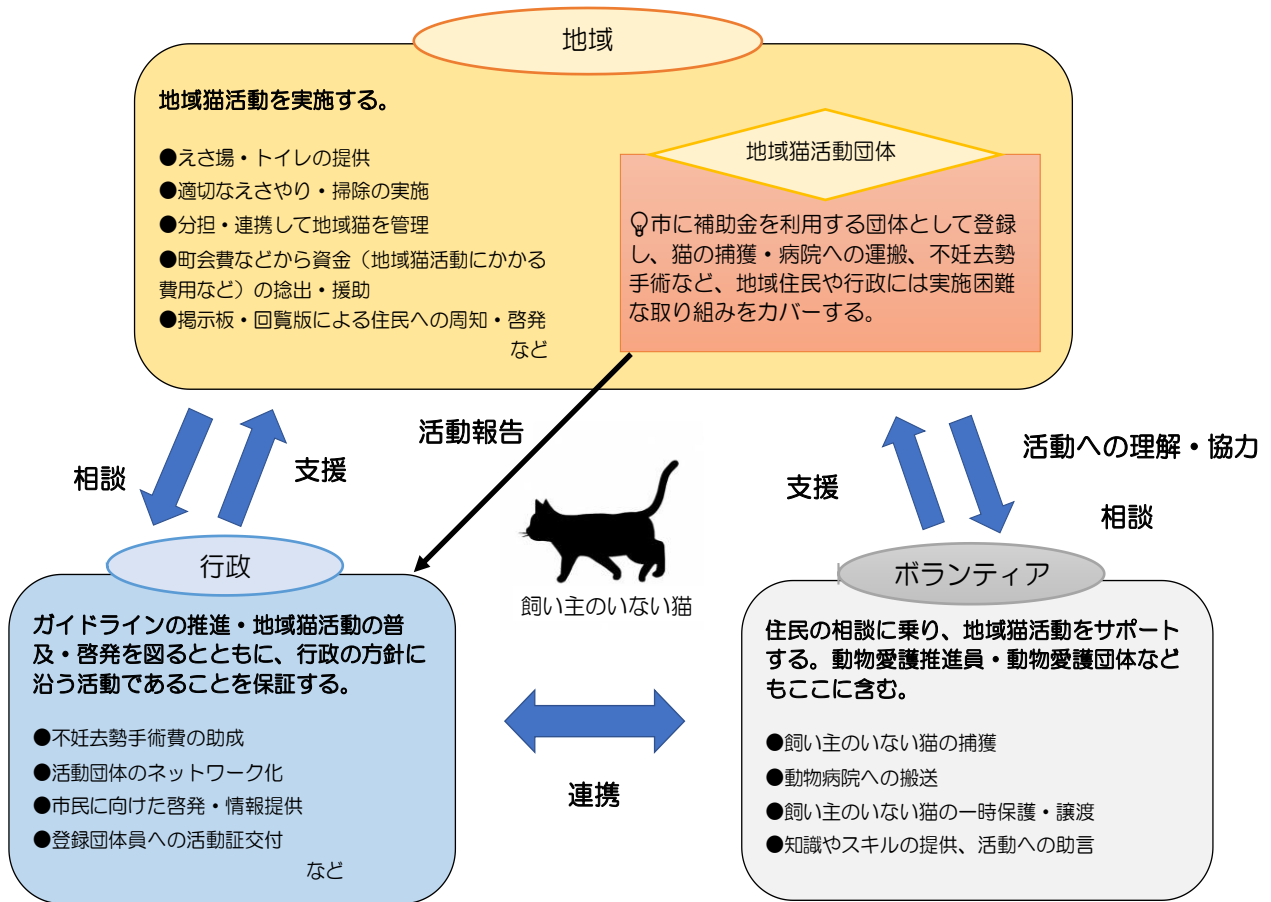


図2 地域住民・ボランティア・行政の関係図



### 3. 活動方法と注意点

#### (1) 地域の合意

地域猫活動に取り組むには、地域住民の理解が不可欠です。まずは、活動の趣旨や方法等について周辺住民に丁寧な説明を行い、理解を得た上で活動を始めましょう。

活動中、猫の世話をする人と猫による被害を受けている人とで意見が対立することも考えられますので、第三者を交えて冷静に話し合い、解決できるような仕組みを整えることも大切です。

自治会や町内会などで、地域の問題として取り組む方法もあります。

#### (2) 共通のルールづくり

地域猫活動を行うにあたって、役割分担や活動場所、ローテーション、日程等について予め共通のルールを決めておきましょう。具体的には、世話をする人、えさをあげる時間、トイレの設置場所、清掃などがあります。

周辺住民の理解を得た上で地域の実情に応じたルールをつくり、適切な活動を行いましょう。

#### (3) えさやりとトイレの設置

外で暮らす猫に対してえさを与えること自体は悪いことではありませんが、不妊去勢手術などの繁殖制限を行わないまま、やみくもにえさを与えることは様々なトラブルに繋がります。

えさは、世話をする人の自宅または周辺住民の理解が得られる場所で、決められた時間に世話をしている猫が食べきれだけの量をあげましょう。そうすることで、猫がごみを漁ることを防ぎ、地域に生息する猫の数を把握することもできます。

置きえさは、他の猫や生き物が集まったり悪臭や害虫発生の原因となるので、猫が食べ終わったら速やかに食べ残しと容器を回収してください。

△ えさ皿は置きっぱなしにしないこと



トイレは、周辺住民の理解が得られる場所に設置し、そこで排泄させるようにしましょう。猫の行動範囲の点検や糞の始末を速やかに行うことを心がけ、排泄場所を清潔に保ちましょう。



#### (4) 不妊去勢手術

地域猫活動を行う上で、不妊去勢手術は欠かせません。

飼い主のいない猫の寿命はおよそ5年から6年といわれており、地域のすべての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、だんだんと数が減っていきます。オス・メスともに、およそ生後6～7か月頃に行うことが望ましいです。

不妊去勢手術を行うことで猫の性質が大人しくなり、発情期の鳴き声やけんか、マーキング等の行動を抑えることができ、周辺住民への迷惑行為を減らす効果が期待できます。

飼い主のいない猫の手術は、猫が予定どおり捕獲できなかったり、病院によって対応が異なることもありますので、事前にかかりつけの動物病院等に協力を依頼しておくスムーズです。



## コラム ～TNR 活動の流れ～

※あくまで一例です。各状況に応じ、適した方法で実施してください。

### 1. 情報収集

- 未手術の猫の数、性別、えさ場、飼い猫との判別、被害状況などについて確認。

### 2. 捕獲の準備

- 捕獲に必要な器具やえさなどを用意する。
- 用心深い猫もいるため、馴らすのに時間がかかることも。
- 自力で実施するのが難しい場合は、経験豊富な人に協力を仰ぐ。

### 3. 捕獲 (Trap : トラップ)

- 捕獲器を設置し、団体名や連絡先、活動目的などを書いた張り紙等をつける。
- 捕獲器を仕掛けている間、なるべくその場から離れないようにする。
- 猫が怪我をしないよう注意する。



### 4. 手術 (Neuter : ニューター)

- 病院へ連れていき、不妊去勢手術を行う。
- 猫の状況によっては、手術以外にも医療費などがかかる場合もある。
- 手術の際に麻酔をして猫の耳先をV字にカットしてもらうことで、不妊去勢済みであることがわかる。

### 5. 猫を元の場所に戻す (Return : リターン)

- 術後、経過観察をする。
- 引き続き、えさとトイレを設置して世話をする。
- 未手術の猫がいれば、捕獲してTNRを行う。

## IV. 猫に関するQ&A

市に多く寄せられる質問についてまとめました。

最後に関係機関の連絡先も載せてありますので、参考にしてください。



Q:猫が虐待されているのを目撃した場合、どうしたらよいですか？

A:猫の遺棄や虐待は犯罪行為です。現場を目撃したら、速やかに警察に通報(110番)してください。

※愛護動物の遺棄・虐待・・・1年以下の懲役または100万円以下の罰金刑

Q:猫にえさをあげなければ、猫による被害はなくなりますか。

A:なりません。お腹を空かせた猫は、生き延びるためにえさを求めて動き回り、ごみを漁ったりするようになります。地域猫活動により、飼い主のいない猫がこれ以上増えないよう管理することが大切です。

Q:猫を引き取ってほしいです。

A:まずは猫の面倒を見る方法はないか、周りに猫を引き取ってくれる人がいないか、よく探してみましょう。

どうしても解決しない場合は、動物行政機関(動物愛護センターや保健所)に相談してみてください(市では猫の引き取りは実施していません)。

Q:飼っていた猫がいなくなりました。／他所の飼い猫が庭に迷い込んできました。

A:飼い猫がいなくなった、飼い猫らしき迷い猫を見つけた、といった場合は、市役所手賀沼課、最寄りの動物行政機関(動物愛護センター、松戸健康福祉センター)、駐在・警察署にお問い合わせください。

Q:飼い主のいない猫が怪我をしているので、保護してください。

A:飼い主のいない猫が負傷している場合は、最寄りの動物愛護センターに連絡してください。

Q: 譲渡会に参加したいです。どこで情報を得ればよいですか？

A: 行政機関の広報やホームページに譲渡会の情報が掲載されることがあります。  
その他ボランティア団体等が独自に譲渡会を実施している場合もありますので、探  
してみてください。近年はオンラインによる譲渡会などもあるようです。団体によっ  
ては譲渡に条件がある場合もあるので、問い合わせてみることをおすすめします。

Q: 猫の不妊去勢手術や地域猫活動に取り組んでみたいですが、どこに相談すればよ  
いのですか。

A: 市役所手賀沼課までご相談ください。

Q: 猫の糞尿被害に困っています。

A: 猫が頻繁に敷地内に入り困っている場合は、猫にとって居心地の悪い環境をつく  
ることも1つの手です。猫には個体差がありますが、次の方法で効果があった事例  
があります。猫が嫌な場所だと覚えるまで、根気強く試してみてください。

(例)

- ・木酢液・竹酢液などをまく
- ・柑橘類の皮や薬品を置く
- ・香りの強いハーブやハッカを置く
- ・砂利や枯れ枝を敷く

詳しくは、QRコードをご覧ください。



(猫が庭などに入らないようにする方法\_\_市ホームページ)



**【関係機関連絡先】**

○我孫子市役所 手賀沼課

住 所:〒270-1146 我孫子市高野山新田 193 水の館 3 階  
電話番号:04-7185-1484

○千葉県動物愛護センター 東葛飾支所

住 所:〒277-0941 柏市高柳 1018-6  
電話番号:04-7191-0050

○我孫子警察署

住 所:〒270-1177 我孫子市柴崎 904 の 1  
電話番号:04-7182-0110

○千葉県松戸健康福祉センター 生活衛生課

住 所:〒271-8562 松戸市小根本 7  
電話番号:04-7361-2139

## V. おわりに

### ～猫についてのお願い～

猫が好きな人、猫に無関心な人、猫が嫌いな人。猫に対して抱く感情は人それぞれですが、「皆が地域で快適に暮らせるようになりたい」「むやみに猫を増やしてはいけない」という目的は、共有できるはずです。

最後に、猫についてみなさまにお願いがあります。

#### ＝無秩序なえさやり（置きえさなど）をしないようにしましょう＝

「猫が可愛い」「お腹を空かせて可哀そう」という理由から、えさをまいたり置きっぱなしにすることはしないでください。お腹いっぱい食べられた猫は、その時は幸せかもしれませんが、しかし、不妊去勢手術も実施せずにえさをもらい続けた猫はやがて収拾がつかないくらい増えていきます。

そうすると、周辺住民は猫の糞尿や鳴き声といった生活被害に悩まされるようになり、猫に対して怒りや嫌悪感をもつ人も出てきます。それは果たして人にとっても猫にとっても幸せなことでしょうか？

えさをあげる際は、不妊去勢手術を実施し、えさ場やトイレを整えた上で、決められた時間に掃除も併せて実施しましょう。

#### ＝飼い主のいない猫の被害に困っている人へ＝

市には、「野良猫が庭にやってきて糞をする」「猫を捕獲して引き取ってほしい」といったような猫に関する相談が日々寄せられています。

しかし、「動物愛護法」により、むやみな捕獲や殺傷・遺棄は禁じられているため、猫による被害を解消するためには自衛をするか、猫を適切に管理することで飼い主のいない猫の一生を全うさせ、数を減らしていくしかありません。

くれぐれも、「えさやりをしている人がいる」という事実のみで、感情的な批判や対立をしないようお願いいたします。よく事情を尋ねてみると、不妊去勢手

術を目指して猫を捕獲するためにえさやりをしていたり、猫がおなかを空かせて悪さをしないよう管理している場合もありますので、見極めてから行動するようにしましょう。

そして、可能であれば地域の一員として猫を捨てる人や飼い主のいない不幸な猫が増えていないか、地域猫活動が問題なくできているか、温かい目で見守ってください。地域の問題として捉え、協力する人が増えれば、飼い主のいない猫の問題は徐々になくなっていきます。

## ＝猫を飼っている人へ＝

猫を飼う際には飼い主として終生飼養をする心構えが必要です。特に次に挙げる事項については、日ごろからきちんと対応するよう心がけましょう。

- 不妊去勢手術の実施
- 屋内飼育
- 猫の健康管理
- 近隣への配慮
- マイクロチップ(\*)や外からみえる迷子札、首輪の装着（所有者明示）
- 災害対策（ペット用の避難用品、備蓄品の用意 等）

(\*) マイクロチップ・・・読み取り器を使って動物の個体識別を可能にする電子標識器具。専用のチップ注入器を使って体内に注入するもので、動物病院で装着することができる。

万が一飼えなくなってしまった場合は、責任をもって次の引き取り先を探しましょう。





**発行：我孫子市役所 手賀沼課**

**所在地：千葉県我孫子市高野山新田193 水の館3階**

**TEL:04-7185-1484**

**令和4年3月発行**